

随意契約に係る情報の公表（工事）

工事の名称、場所、期間及び種別	契約職等の氏名、部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計規程の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
<p>部材耐震強度実験施設 冷却装置改修工事</p> <p>国立研究開発法人土木研究所</p> <p>令和6年4月6日 ～ 令和7年3月14日</p> <p>機械設備</p>	<p>契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 藤田 光一</p> <p>茨城県つくば市南原 1 番地 6</p>	令和06年04月05日	<p>三菱重工機械システム(株)</p> <p>兵庫県神戸市兵庫区和田岬町一丁目 1 番 1 号</p>	2140001013316	<p>本工事は、部材耐震強度実験施設の経年的な劣化による冷却装置改修工事を行うものである。</p> <p>構造部材の動的耐力やじん性能についての研究を行うこの施設は、実験棟と油圧室から構成されており、反力壁と反力床から構成される実験ビット、大変位加振機、軸力載荷装置等を有している。油圧源棟には4台の油圧ポンプが装備されている。</p> <p>現在、施設の老朽化に伴い油圧源の冷却設備に不具合が生じており、特に夏場の気温が高い時期の実験においては僅か2時間程度で油圧源温度が異常値（機械停止ラインの 60℃）を示し、載荷試験の中断、あるいは、出力及び載荷ベースを落としながらの実験の実施を余儀なくされており、試験機の能力の観点、作業の効率性の観点及び外部への貸出時の適切な機器性能確保の観点から、迅速な修繕が必要とされるものである。</p> <p>本工事は加振機の油圧ポンプ、冷却装置等で構成されるシステムとしての不具合を解消することが目的であり、冷却能力を回復し、試験機として正常に動作するためには、不具合箇所を更新しつつ、システム全体としての調整が必要となる。</p> <p>三菱重工機械システム株式会社（以下、「特定法人」という）は当該施設の設置や施工、制御系統の整備を行っており、その整備段階において特定法人が有する技術的ノウハウが多数使用されており、冷却装置系だけではなく、その制御系も含めた調整は特定法人のみが可能であると判断されることから、特定法人を契約の相手方とする契約手続きを行う予定とした。</p> <p>特定法人以外の者で応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、特定法人が本工事を遂行できる唯一の者であると確認された。</p> <p>よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第4項第（一）号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第（二）号（二）の規程により、上記業者と随意契約するものである。</p>	83,985,000	83,930,000	99.9%					
<p>R 6 大型動的遠心力載荷試験装置計測装置改修工事</p> <p>国立研究開発法人土木研究所</p> <p>令和6年11月22日 ～ 令和7年3月24日</p> <p>機械設備</p>	<p>契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 藤田 光一</p> <p>茨城県つくば市南原 1 番地 6</p>	令和06年11月21日	<p>(株) 日立インダストリアルプロダクツ</p> <p>東京都千代田区外神田一丁目 5 番 1 号</p>	6010001196062	<p>本工事は、国立研究開発法人土木研究所遠心力載荷実験施設に設置されている大型動的遠心力載荷試験装置（以下「本装置」という。）を構成する各種装置のうち、実験模型に設置したセンサーによる計測を行う装置（以下、計測装置という）の一部である同期ユニット及び無線LAN装置に不具合が発生したことから、改修を行うものである。</p> <p>同期ユニットは、本装置の加振装置からの加振開始のトリガー信号を受けて計測を自動的に開始させる機能に加えて、全計測チャンネルの計測タイミングの同期を図り、全チャンネル同時サンプリングによる計測を行うため、サンプリング間隔でパルス信号を発生させ計測装置に伝送する機能も有しており、制御計測室内の計測用PCとの間で無線LAN装置を用いたネットワークを経由して各種遠隔操作指令を送受信することで、一連の動作を行う装置である。</p> <p>計測装置は同期ユニット及び無線LAN装置も含めて、本装置の仕様に合わせて特別に製作されており、本装置と同期ユニット等を連動させて適切に動作させるための同期ユニットに内蔵されているマイコン内のプログラムについては、(株)日立インダストリアルプロダクツ（以下「製造者」という。）が保有する著作権人格権等により保護されている部分があるため、製造者以外には本修繕を履行できる者はいない。したがって、製造者は本工事を実施できる唯一の者である。</p> <p>よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第4項第1号（国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第2号へ）の規定により、上記法人と随意契約するものである。</p>	24,591,930	24,585,000	99.9%					